

## 岡山市社会福祉協議会 災害支援ボランティア登録要綱

### (目的)

第1条 災害発生時に、被災地域において災害支援活動を敏速かつ効果的におこなう事を目的とする。

### (募集及び登録)

第2条 岡山市社会福祉協議会（以下本会という。）は、次に掲げる要件に該当する個人又はボランティアグループを随時募集登録する。

- (1) 満15歳以上の者であること。
- (2) 岡山市に居住する者及び、岡山市内に通勤通学する者であること。
- (3) グループ登録

活動員数が5人以上で、全員が第2条第1項(1)を満たし、かつ、半数以上が第2条第1項(2)に掲げる要件を満たすグループであること。

- 2 登録希望者は、「岡山市社会福祉協議会災害支援ボランティア登録申込書」に必要事項を記入して提出する。
- 3 前項の規定に基づき提出された申込書を審査し、適正と認めるときは登録する。なお、登録の有効期限は、登録した年度の年度末までとし、再登録は妨げない。

### (個人情報)

第3条 登録された個人情報は、本活動以外に使用しない。ただし、本人の同意がある場合は、災害時の連絡調整や救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供することができる。

### (研修)

第4条 第2条の規定により登録を受けた災害支援ボランティア（以下「登録ボランティア」という。）は、防災意識及び防災技術の向上を図るため、本会が開催する研修へ参加できるものとする。

### (登録の変更及び抹消)

第5条 登録ボランティアは、登録の辞退を希望する場合や登録内容に変更が生じた場合にその旨申し出ることとする。また、次の事情が生じた場合には、台帳からその登録を抹消することができる。

- (1) グループの活動員が5人未満になったとき。
- (2) 政治活動や宗教活動に利用する等、登録ボランティアとして本会が不相当と認めるとき。
- (3) その他ボランティアとして本会会長が不相当と認めるとき。

(活動に対する報酬及び費用弁償)

第6条 登録ボランティア活動に対して、報酬及び費用弁償を支払わない。

(活動中の事故等に対する補償)

第7条 活動中の事故等に対する補償については以下のとおりとする。

- (1) 登録ボランティアは、自身で活動前にボランティア活動保険に加入することとし、その費用は登録者自身が負担するものとする。
- (2) 登録ボランティアが活動中に被った事故等による補償は、第7条第1項のボランティア活動保険をもって充て、本会はその責めを負わないものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

この要綱は、平成25年1月31日から施行する。